

平成31年3月26日

会員各位

一般社団法人 広島市医師会
会長 松村 誠

**平成30年7月豪雨により被災された被保険者に係る一部負担金の取扱い
について（お知らせ）**

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金に関する取扱いについて、日本医師会より広島県医師会を通じ、以下のとおり取り扱われたい旨の通知がありましたのでご案内させていただきます。

【通知の概要】

標記の件については、平成30年7月13日付け（保103）F「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」により連絡しているところであるが、今般、平成30年7月豪雨により被災した被保険者に対する一部負担金に関する取扱いについて、厚生労働省より事務連絡が発出されたので連絡する。

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合については、財政支援の延長が予定されており、各保険者の判断によって、本年6月末まで一部負担金の免除が行われる場合がある。また、健保組合等に対しても、本年6月末まで一部負担金等の徴収の猶予等を延長するよう要請されている。

各保険医療機関においては、被保険者証と有効期限が切れていない一部負担金の免除等証明書を提示する者に対しては、引き続きこれまでと同様に取り扱われますようお願いする。

また、窓口負担の取扱いや免除等証明書についてご不明な点がある場合には、受診された方が加入されている各保険者に直接お問い合わせください。

広島市医師会ホームページの「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害関連」（画面左にバナー作成）に掲載しています。

このお知らせに限らず、適宜、最新情報により更新しておりますのでご参照ください。

【お問い合わせ先】

広島市医師会 地域医療課

担当：平崎・三宅

〒733-8543 広島市西区観音本町1丁目1番1号

TEL：082-232-7321 FAX：082-292-5233